

福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務」において、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者を選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

2. 委託業務概要

（1）業務名

福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務

（2）業務委託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。） ※書面審査

（3）業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

（4）委託業務の内容

「福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務委託仕様書」のとおり

3. 委託契約上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- ・この上限額以下の金額で委託事業を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。
- ・見積書作成に当たっての消費税は、10%で算定すること。

4. スケジュール

質問書の提出期限	令和7年5月 1日（木）17時まで
質問書の回答	令和7年5月 7日（水）
参加表明書提出期限	令和7年5月 9日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和7年5月14日（水）17時まで
書面審査	令和7年5月19日（月）※予定
審査結果通知日	令和7年5月21日（水）※予定
契約締結日	令和7年6月上旬 ※予定

5. 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- （1）本委託の業務遂行能力を有する者（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者）であること。

- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)
- (3) 提案資料の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6. 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

7. 質問等の受付

- (1) 受付期間
上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。
- (2) 提出方法
質問書(様式第1号)により、機構宛てに電子メールまたはFAXで提出の上、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、書面以外による質問の受付は行わない。
- (3) 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、機構のホームページに上記「4. スケジュール」で定める期間内に公表する。なお、個別

の回答は行わない。

8. 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

下記について指定部数を事務局まで持参又は郵送すること。

・郵送による場合、提出期限必着とする。

・持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00とする。

ア 参加表明書（様式第2号）（正本1部）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（5部）

ウ 主な受託業務実績一覧表（任意様式）（5部）

エ 役員一覧（様式第3号）（正本1部）

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（様式第4号）（正本1部）

(3) 作成上の留意点

（2）ウについては、過去に本業務に類似する業務を実施した実績を記載することとし、当該業務の契約書の写し（参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（仕様書や報告書（該当部分の抜粋で可）の写し）も併せて添付すること。

9. 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

以下について指定部数を事務局まで持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限必着とする。）。

ア 提案書

様式任意（A4横・カラー両面印刷・原則、表紙を除き30ページ以内）

正本1部 副本5部

イ 参考見積書

様式任意（各項目に対応した内訳も記載すること）

正本1部 副本5部

(3) 提案の内容

原則として、事業者の特長を生かした自由提案とするが、「福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務委託仕様書」の内容について盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案すること。

10. 提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- （１）提出者が上記「５．参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- （２）同一の者が２つ以上の提案書を提出した場合。
- （３）提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- （４）虚偽の内容が記載されている場合。
- （５）委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- （６）提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。

11. 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- （１）提出された提案書等は返却しない。
- （２）提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （３）機構は提出された提案書等を審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- （４）提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、機構は提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- （５）参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

12. 選定方針

（１）選定方式

業務受託者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、業務受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。プレゼンテーションは実施しない。

なお、提出状況によって審査方法及び審査のスケジュールが変更になる場合がある。

（２）プロポーザル審査

提出のあった企画提案書を書面審査し、総合的に判断して最も優れた提案者を選定する。

ア 日時 上記「４．スケジュール」の通り。

イ 概要

- ① 審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額が低価格で提案したものに決定する。
- ② 審査結果は提案書を提出した全社に対して、書面で通知する。
- ③ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査項目	主な評価の視点	配点
業務遂行能力等		
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	15点
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
業務実績	本委託と類似の業務受注実績があるか	20点
企画提案内容		
業務理解	本委託の目的や業務内容を理解しているか。	15点
企画性	提案内容（コンセプトやアピールポイント）は的確か。	20点
計画性	実現性が高い提案となっているか。	10点
独創性	仕様書に記載されている内容以外に、当業務の効果を高める提案が組み込まれているか。	5点
業務経費	業務経費は適正であるか。	5点
合計		100点

※ 契約候補者は合計点数 60 点以上の獲得を要するものとする。

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は次のとおりとする（項目により倍率を設定する）。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

13. 業務の契約

審査委員会が選定した最も適した業務受託予定者と、機構財務規定に基づき契約交渉を行うが、上記「10. 提案書の無効」の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

14. その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

15. 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部交流促進課（担当：深瀬）

住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893 FAX：024-581-6898

電子メール：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp